

中小企業と長期金融

井上巖次郎

- 一 はしがき
- 二 中小企業長期資金
- 三 長期金融対策
- 四 むすび

一 はしがき

我国産業上に於ける中小企業の地位の重要性から見て、中小企業金融の円滑を計ることは極めて重大な経済問題であつて、その適否如何はただに中小企業のみならず、広く我国経済全般に甚大な影響を及ぼすものである。而して、従来これに対する諸種の施策が行はれてはきたが、しかし全般的に見て中小企業金融の現状は甚だ不充分であつて、所謂金詰りは中小企業問題の頂点をなすものである。

勿論、金詰りはただ中小企業だけに限られた問題ではなく、大企業も亦同じ悩みに悩んでいる。しかし大企業は自己資本の蓄積があり、また市中銀行との従来の關係で、ある程度の追加信用を受けることができるからなん

とか收拾の途がつくが、中小企業においては通常の金融の途は殆んど閉ざされており、経営が弱体であるだけにその影響も大きく、金融難の程度は遙かに深刻である。

中小企業の金融難の原因の1は資金供給量の不足にあるが、今の中小企業の金融難は必ずしも資金難だけの問題ではなく、金融機関の手許資金の不足に基くというよりは、むしろ中小企業自体が内蔵する経営の不安定、資産状態の不良、経理内容の不明、資本蓄積の貧弱等に基く企業の信用自体に、より大きな問題がひそんでいる。

例えば、昭和二十五年十一月末における中小企業庁の実態調査によれば、中小企業に対する金融機関の貸付拒絶理由は次の如くである。

金融機関の手許資金不足 二七・六(%)

企業の信用力欠如 三四・六

企業の成績不振 二一・〇

長期資金もしくは新規事業資金であるため 四・三

其他及び不明 二一・五

計 一〇〇・〇

かような事情であるから、中小企業の金融難はただ資金面からだけでは解決できる問題ではなく、むしろより大切なことは、中小企業自体のもつ経営基盤の脆弱性を除去して企業内容を強化し、信用力を高めることにある。かくして中小企業の合理化、技術の向上、組織化等の問題が重要性を帯びてくる。而して、これを行うがためには、設備資金等の長期資金の調達が必要となる。本稿においては、かような見地から、中小企業における長期金

融について述べようと思う。

二 中小企業長期資金

合理化、近代化は中小企業対策の根本問題であるが、中小企業においては、これに必要な長期資金を調達するがために、株式や社債を発行して証券市場で集めることは出来ないから、これを金融に求めなければならない。しかし乍ら、中小企業の設備資金や長期運転資金の如き長期資金を普通の金融機関に求めることは極めて困難である。したがって、かかる長期資金を賄うがためには、中小企業に対する特別の投資銀行のようなものを設けるか、或は国家が特別の資金を供給する必要がある。

中小企業の今後の在り方としては合理化、近代化にその重点が置かれるべきであり、したがって融資計画を立てる場合にも、長期的視野に立つて、中小企業の合理化、近代化の促進に協力するように務めなければならない。又一方、中小企業の側においても、経営の改善、設備の更新、技術の向上等に極力努力することが必要であつて、運転資金に資金の大部分を費し、設備資金を軽視していた従来 of 近視眼的態度を改め、設備資金等の長期資金の確保に大に関心をはらう必要がある。

三 長期金融対策

中小企業に対する長期資金の融通を円滑ならしめるがために現在行はれつつある諸方策の中、主要なものは次の如きものである。

(1) 見返資金の活用

中小企業の設備特に合理化資金の融通のために、昭和二十四年第四・四半期から見返資金の私企業投資の一部として、一・四半期三億円の範囲内で融資が認められた。融資の対象となる中小企業の範囲は、最初は資本金三百万円以下、従業員二百人以内の企業で、輸出産業、重要産業関連産業、生活必需物資産業に限り、且つ一件三百万円迄の貸出に限られていたが、昭和二十五年第三・四半期から一・四半期九億円に枠が拡大され、更に昭和二十六年には年間四十億円に拡大されるとともに、融資対象の規模を資本金五百万円以下、従業員三百人以下に引上げ、一件の貸付金額を五百万円以下に引上げた。貸付の方法は市中銀行及び商工組合中央金庫を通じて、見返資金と取扱銀行の手許資金を半々の割合で融資する所謂協調融資の形で行われる。（昨年 of 改正によつて無尽会社と信用組合が取扱機関に加えられた。）

見返資金の貸付利率は年七分五厘である。

見返資金の融資成績は従来あまり良くなかったが、これは一つは手続の煩雑さにもよるが、主な原因はそれが設備資金に限られているからである。中小企業においては実際問題として設備資金と運転資金とはそう明確に区別し得るものでなく、殊に現在中小企業から最も要望されている長期運転資金の如きは、多分に設備資金に近いものであるから、融資の範囲を長期運転資金にまで拡大することが望ましい。なお、融資対象を将来、資本金千万円、融資限度千万円程度迄拡大すると共に、手続の簡易、迅速化を計る必要がある。

(2) 資金運用部資金による金融債引受

大蔵省予金部資金は戦前中小企業金融に大きな役割を果たしていたが、戦後は運用が国家又は地方公共団体に対

するものに限られ、僅かに市中銀行に対する預託が行はれ、中小企業運転資金に充てられることがあるだけであつた。然るに、昭和二十六年四月から資金運用部資金の運用につき全資金の三分の一までは金融債の応募、引受、買入ができることになり、昭和二十六年度の資金運用部資金による金融債引受額は二百九十五億円と予定されている。既に昭和二十五年、金融機関の増資株を見返資金で引受け金融債発行の限度が拡張されているが、今回更に勸業債券、北拓債券、興業債券、商工債券等が資金運用部資金によって引受けられることになり、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行等の資金源が豊富となり、不動産担保金融が再開され、これによる中小企業の長期資金の調達が可能となつた。なお、これ等の金融機関としても資金運用部資金の性質に鑑み、この方面に積極的に、努力するようにしなければならない。

(3) 国民金融公庫

国民金融公庫は小口事業資金の供給を目的とするものであつて、中小企業者にとつて極めて便利な金融機関であるが、需要が頗る多いため数回増資されたが、昨年十二月、国民金融公庫法の一部を改正し、政府出資を一〇億円増加して資本金七十億円とし、また長期運転資金の融通にも考慮を払うこととなつた。国民金融公庫からの明年度の貸出高は百十六億円と予定されているが、予想される貸付申込額は三百五十三億円、そのうち貸付審査合格予定額百七十六億円に対して約六十億円の不足であるから、今後更に資本金の増加をはかる必要があるとにも、その一件貸出限度の大幅引上が望まれる。

(4) 相互銀行

相互銀行は昨年六月、従来の無尽会社を改組し、金融機関としての機能を強化するために設けられたものであ

相互銀行は、六大都市に本店を有するものは三千万円、その他は二千万円以上の資本金を有する株式会社であることを要し、大蔵大臣の免許を得なければならない。差当って全国七十三の無尽会社のうち規模の大きい五十七社が改組し、残りの十六社も設立準備の出来次第順次に改組する予定である。

相互銀行は、従来の無尽業務の外に、普通預金の受入、手形の割引、見返資金の中小企業貸付等の銀行業務をも行うものであって、大企業偏重の普通銀行には手のとどかぬ中小企業金融に今後大に役立つことと思う。特に無尽契約は三年乃至五年の長期のものが最も多いから、相互銀行の今後の中小企業に対する長期金融に大に期待される。なお、最近政府は相互銀行に政府資金の指定預金をして中小企業に融資させる方針を考えているようであるが、これは誠に時宜に適した方法と思われる。

次に、中小企業の受信力増強のための金融上の措置としては次の如きものがある。

(1) 中小企業信用保険制度^{註(1)}

これは中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度であって、昭和二十五年十二月十五日から施行され、昭和二十六年十一月にその一部が改正された。本制度の骨子は、政府が金融機関（銀行、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合）の中小企業者に対する貸付につき、貸付金額の七五パーセントを保険するものである。保険の対象となる貸付金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものであってその貸付期間が六ヶ月以上のものであり、貸付金額は従来中小企業者一人につき三百万円（中小企業等協同組合は一千万円）以下となっていたが、今回の改正により一人につき五百万円（組合の場合は二千万円）に引上げられた。貸付金額を六ヶ月以上としたのは、中小企

業が自己の経営の合理化を図り、技術及び設備の改善、新設のために必要な設備資金及び長期運転資金の融通を円滑ならしめんがためである。保険料は保険金額に対し日歩八厘一毛で、借受人はその中四厘を負担することになつてゐる。

昭和二十五年度の貸付金額は三十六億円、二十六年度は百四十四億円の予定であつたが、金融機関の其後の利用状況は甚だ不成績であつて、昨年六月までに僅に十億円余りに過ぎなかつた。今後金融機関の本制度の利用を一層活潑ならしめるがためには、保険金額の保険価格に対する割合も金額又は九十パーセントに引上げ、事故発生後三ヶ月後に保険金額の請求をなし得ることとし、更に保険料の低減をはかる等の措置を講ずる必要がある。

なお、今回の改正により新たに信用保証協会の保証業務を保険することになつたが、これは今後の中小企業金融に大に役立つことと思われる。なお更に進んで本制度を見返資金と市中金融機関との協調融資にも適用することが望しい。

(2) 損失補償制度

損失補償制度^{註(3)}は、金融機関が行つた中小融資の損失を政府又は地方団体が補償することにより中小企業の信用力を強化しようとするものであり、昭和七年以来、道府県(又は六大都市)による中小商工業資金融通損失補償制度が実施され、更に昭和十二年以来、都道府県又は五大都市が損失補償契約に基き中小商工業資金を貸出した金融機関の損失を填補した場合に国家の再補償を行うこととしたが、この国家の再補償制度は昭和二十年の「戦時補償特別抜法」によつて廃止されたが、地方には若干の例がある。現在、地方団体が特に長期融資に対して損失補償を行った例としては次の如きものがある。

(イ) 大阪府の中小企業近代化融資損失補償制度

これは、中小企業の設備を改善し近代化するに必要な長期資金の融通を円滑にするがために、昭和二十年度から大阪府で始められたものである。即ち、大阪府は金融機関（日本興業銀行、日本勧業銀行、商工組合中央金庫）と中小企業近代化融資損失補償契約を締結し、これによって金融機関は昭和二十六年から向う三ヶ年間に府下中小企業のために十一億円を限度として融資し、大阪府は金融機関のこれによる損失を八千万円を限度として補償しようとするものである。融資の対象となるものは府下に主たる事務所を有する中小企業等協同組合、府下工場事業場を有する資本金五百万円以下又は従業員二百人以下の法人又は個人である。資金の用途は設備の更新改修又は新設にあてる資金であつて別に定められた基準に該当するものであることを要する。貸付期間は六ヶ月以上五年以内であつて、普通金利とし、貸付限度は定められていない。

(ロ) 京都府の中小企業長期融資損失補償制度

これは昭和二十六年三月、京都府が設けたものであり、さし当りは中小企業信用保険の補完的性質をもつものである。即ち府は金融機関との間に損失補償契約を結ぶが、この場合の中小企業者の範囲、貸付等はすべて中小企業信用保険の附されるものと同じである。損失補償の範囲は貸付金総額の一〇パーセント以内としているから結局中小企業信用保険と合せ、金融機関は貸付の一五パーセントの危険負担をすることとなる。府はその基金として二十六年度に二千万円を計上し、損失は基金から支出し、又必要に応じて基金を関係金融機関は予託運用することとした。なお本年度から基金の枠を更に二千万円拡大した。

過去一ヶ年間の成績は相当良好であり、中小企業に対する長期貸付に大に役立ち、貸出額は二月末で二億一千

万円に上っている。件数は百一件で、そのうち設備資金二十四件千八百万円、運転資金六十九件一億八千万円、併用八件千二百万円となっており、紡織工業に対する五千四百八十万円が最高である。地区別では京都市二十八件七千二百万円、舞鶴、宇治、福知山、綾部四市三十件四千八百万円、丹波地区八件千六百万円、丹後地区三十五件七千四百万円となっており、府下全般の産業に互って融資が行はれて^{註6)}いる。

なお京都府に於ては、以上の外に本年度から新に中小企業近代融資制度を設け、その運営基金として五千万円を計上している。これは中小企業の生産設備を能率的に近代化させるために業種別協同組合を通じて融資しようとするものであり、中小企業の近代化にとって今後大に資するところがあるであろう。

以上は中小企業に対する長期金融の現状であるが、中小企業の長期資金の融通を円滑ならしめるがためには今後更に次の如き点に考慮を払う必要がある。

(1) 政府出資による大規模な中小企業に対する投資銀行を設ける必要がある。一部には地方銀行を出資者とする不動産金融会社^{註6)}設立案があるが、中小金融の性質から見てやはり国家資金による必要があると思う。

なお、最近、政府は長期産業資金確保のために長期信用銀行法案を近く国会に提出する予定と伝えられるが、この際、中小企業の部面にも大に考慮を払う必要がある。

(2) 日本開発銀行融資の中、中小企業に対する融資の枠を設けること。

(3) 市中銀行の長期貸出を大幅に日本開発銀行が肩替りすること。

(4) 中小企業者の持っている土地、建物等を担保とする簡易不動産金融の道を開くこと。

四　　む　　す　　び

以上、現在行われている、尙又今後行う必要のあると思われる中小企業に対する長期金融について述べた。中小企業のが国産業構造上に占める地位の重要性に鑑み、中小企業の健全な発達をはかるがためには極力その合理化、近代化に務め、健全な企業体とすることが先決問題である。而してこれがために必要な長期資金の融通については、以上述べた各種の施策を総合的に行う必要がある。今後、全般的な経済政策、金融政策の中において、これら各種の金融対策の健全な発達を望むや切である。

註(1) 本制度の内容については、拙著、工業政策 六五―六八頁参照。

(2) 東商中小企業委員会、中小企業金融対策に関する意見。

(3) 損失補償制度に関しては、井関孝雄、中小金融の使命、三六二―三六九頁。拙稿、中小商工業金融に於ける債務保証及び損失補償制度について。（法と経済、第六卷第四号）

(4) 昭和二十七年三月九日付大阪朝日新聞。

(5) 中山均、中小企業と不動産金融（経済連合、昭和二十五年二月号）